

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三種町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

三種町長

公表日

令和6年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険関係事務
②事務の概要	・国民健康保険法に基づき、被保険者に対し、保険給付事業等を行っている。 ・地方税法に基づき、被保険者に対し国民健康保険税を算出し賦課している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①保険給付、資格管理 ②保険税の賦課・徴収 ③資格継続業務、高額該当回数の引継ぎ業務 ④オンライン資格確認事務における資格履歴管理 ⑤公金受取口座を活用した保険給付（療養の給付を除く）の支給に関する事務 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条を基に当町は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）または社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）」（以下「支払基金等」という。）に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）及び支払基金が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 ＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	国民健康保険システム、中間サーバーコネクタ、住登外宛名システム、収納管理システム、滞納管理システム、高額療養費システム、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル、課税台帳情報ファイル、給付情報ファイル、納付情報ファイル、収納情報ファイル、資格情報（個人）ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表24の項及び44の項 番号法第9条第2項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び24条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法第9条第1項（利用範囲）及び別表44の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ＜公金受取口座の活用＞ 公金給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律第9条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2の項、3の項、6の項、13の項、16の項、19の項、27の項、38の項、42の項、48の項、56の項、65の項、69の項、83の項、87の項、111の項、115の項、125の項、131の項、137の項、141の項、145の項、158の項、161の項、164の項、165の項、166の項、173の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69の項、70の項、71の項、160の項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課、健康推進課
②所属長の役職名	税務課長、健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	三種町総務課 情報公開・個人情報保護担当 018-2401 秋田県山本郡三種町鵜川字岩谷子8 問い合わせ先電話番号 0185-85-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	三種町総務課 情報公開・個人情報保護担当 018-2401 秋田県山本郡三種町鵜川字岩谷子8 問い合わせ先電話番号 0185-85-2111
9. 規則第9条第2項の適用	
	[]適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。 ・複数人での確認により記録を残している。 ・特定個人情報を含む書類は施錠できる書棚に保管することを徹底している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業者に対する教育・啓発 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度任用職員を含む)に対し、教育研修を実施している。 研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	税務課長 岡部 衛、健康推進課長 佐々木里史	税務課長 金子 英人、健康推進課長 佐々木恭一	事後	
令和1年6月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	1万人以上10万人未満	1000人以上1万人未満	事後	
令和2年10月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・国民健康保険法に基づき、被保険者に対し、保険給付事業等を行っている。 ・地方税法に基づき、被保険者に対し国民健康保険税を算出し賦課している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①保険給付、資格管理 ②保険税の賦課・徴収 ③保健事業 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	・国民健康保険法に基づき、被保険者に対し、保険給付事務等を行っている。 ・地方税法に基づき、被保険者に対し国民健康保険税を算出し賦課している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①保険給付、資格管理 ②保険税の賦課・徴収 ③資格継続業務、高額該当回数の引継ぎ業務 ④オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理、機関別符号の取得事務 なお、これらの事務に関して、番号利用法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	事後	特定個人情報保護評価書の内容見直しに伴うもの オンライン資格確認の準備に伴うもの
令和2年10月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、中間サーバーコネクタ、住登外宛名システム、収納管理システム、滞納管理システム、高額療養費システム	国民健康保険システム、中間サーバーコネクタ、住登外宛名システム、収納管理システム、滞納管理システム、高額療養費システム、国保総合システム、国保情報集約システム	事後	特定個人情報保護評価書の内容見直しに伴うもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月14日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	被保険者台帳情報ファイル、課税台帳情報ファイル、給付情報ファイル、納付情報ファイル、収納情報ファイル	被保険者台帳情報ファイル、課税台帳情報ファイル、給付情報ファイル、納付情報ファイル、収納情報ファイル、資格情報(個人)ファイル	事後	特定個人情報保護評価書の内容見直しに伴うもの
令和2年10月14日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(16、30の項)	・番号利用法第9条第1項 別表第一 項番(16、30の項) <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法第9条第1項(利用範囲) 別表第一 項番30 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	特定個人情報保護評価書の内容見直しに伴うもの オンライン資格確認の準備に伴うもの
令和2年10月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、44、45、46、58、62、80、87、88、93、106の項)	番号利用法第19条第7号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、80、87、88、93、97、106、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 27、42、43、44、45の項 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなく、オンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	特定個人情報保護評価書の内容見直しに伴うもの オンライン資格確認の準備に伴うもの
令和3年9月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号利用法第19条第7号	番号利用法第19条第8号	事後	番号利用法の改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	税務課長 金子英人、健康推進課長 佐々木恭一	税務課長、健康推進課長	事後	様式変更に伴う変更
令和5年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	④オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理、機関別符号の取得事務 なお、これらの事務に関して、番号利用法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	④オンライン資格確認事務における資格履歴管理 ⑤公金受取口座を活用した保険給付（療養の給付を除く）の支給に関する事務	事後	公金受取口座の運用開始に伴う見直し
令和5年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、中間サーバーコネクタ、住登外宛名システム、収納管理システム、滞納管理システム、高額療養費システム、国保総合システム、国保情報集約システム	国民健康保険システム、中間サーバーコネクタ、住登外宛名システム、収納管理システム、滞納管理システム、高額療養費システム、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者向け中間サーバー等	事後	評価書の見直しに伴う修正
令和5年2月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	＜オンライン資格確認の準備業務＞ 番号利用法第9条第1項（利用範囲） 別表第一項番30 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	＜オンライン資格確認業務＞ 番号利用法第9条第1項（利用範囲） 別表第一項番30 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 公金給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律第9条	事後	公金受取口座の運用開始に伴う見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、 43、44、45、46、58、62、80、87、88、93、97、 106、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 27、42、43、44、45の項 <オンライン資格確認の準備業務> 番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報 連携のためではなくオンライン資格確認の準備 として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2 項	番号利用法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、 43、44、45、46、58、62、80、87、88、93、97、 106、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 27、42、43、44、45の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 (情報の提供) 1.2.3.4.5.19.20.22の2.24の2.25.31の2.33.43.44.46 条 (情報照会の根拠) 25.25の2 <オンライン資格確認> 番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報 連携のためではなくオンライン資格確認のため の機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2 項	事後	公金受取口座の運用開始に伴う見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・国民健康保険法に基づき、被保険者に対し、保険給付事業等を行っている。 ・地方税法に基づき、被保険者に対し国民健康保険税を算出し賦課している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①保険給付、資格管理 ②保険税の賦課・徴収 ③資格継続業務、高額該当回数の引継ぎ業務 ④オンライン資格確認事務における資格履歴管理 ⑤公金受取口座を活用した保険給付（療養の給付を除く）の支給に関する事務	【以下を追記】 番号法の別表第二を基に当町は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事後	国保情報集約システムのクラウド移行に伴う見直し
令和6年3月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表第一（16、30の項） ＜オンライン資格確認業務＞ 番号利用法第9条第1項（利用範囲） 別表第一 項番30 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 公金給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律第9条	番号法第9条第1項 別表第一の16、30の項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 第9条第1項（利用範囲） 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ＜公金受取口座の活用＞ 公金給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律第9条	事後	国保情報集約システムのクラウド移行に伴う見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠)1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、44、45、46、58、62、80、87、88、93、97、106、120の項(別表第二における情報照会の根拠)27、42、43、44、45の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報の提供) 1.2.3.4.5.19.20.22の2.24の2.25.31の2.33.43.44.46条(情報照会の根拠)25.25の2 <オンライン資格確認> 番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認のための機関別符号を取得する等)国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	番号法第19条第8号 (別表第二における情報提供の根拠) ・2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120 (別表第二における情報照会の根拠) ・42,43,44,45,121 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	国保情報集約システムのクラウド移行に伴う見直し
令和6年3月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年9月1日時点	令和6年1月31日時点	事後	
令和6年3月1日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年9月1日時点	令和6年1月31日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・国民健康保険法に基づき、被保険者に対し、保険給付事業等を行っている。 ・地方税法に基づき、被保険者に対し国民健康保険税を算出し賦課している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①保険給付、資格管理 ②保険税の賦課・徴収 ③資格継続業務、高額該当回数の引継ぎ業務 ④オンライン資格確認事務における資格履歴管理 ⑤公金受取口座を活用した保険給付（療養の給付を除く）の支給に関する事務 番号法の別表第二を基に当町は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機	・国民健康保険法に基づき、被保険者に対し、保険給付事業等を行っている。 ・地方税法に基づき、被保険者に対し国民健康保険税を算出し賦課している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①保険給付、資格管理 ②保険税の賦課・徴収 ③資格継続業務、高額該当回数の引継ぎ業務 ④オンライン資格確認事務における資格履歴管理 ⑤公金受取口座を活用した保険給付（療養の給付を除く）の支給に関する事務 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条を基に当町は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機	事後	様式改正による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16、30の項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 <公金受取口座の活用> 公金給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律第9条	番号法第9条第1項及び別表24の項及び44の項 番号法第9条第2項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び24条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表44の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 <公金受取口座の活用> 公金給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律第9条	事後	様式改正による
令和7年2月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 (別表第二における情報提供の根拠) ・ 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120 (別表第二における情報照会の根拠) ・42,43,44,45,121 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号法第19条第8号 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2の項、3の項、6の項、13の項、16の項、19の項、27の項、38の項、42の項、48の項、56の項、65の項、69の項、83の項、87の項、111の項、115の項、125の項、131の項、137の項、141の項、145の項、158の項、161の項、164の項、165の項、166の項、173の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69の項、70の項、71の項、160の項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	様式改正による
令和7年2月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年1月31日	令和7年2月1日	事後	様式改正による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年1月31日	令和7年2月1日	事後	様式改正による
令和7年2月1日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策を十分か		十分である	事後	様式改正による
令和7年2月1日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		・申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。 ・複数人での確認により記録を残している。 ・特定個人情報を含む書類は施錠できる書棚に保管することを徹底している。	事後	様式改正による
令和7年2月1日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		9) 従業者に対する教育・啓発	事後	様式改正による
令和7年2月1日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	様式改正による
令和7年2月1日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠		特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員（会計年度任用職員を含む）に対し、教育研修を実施している。 研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。	事後	様式改正による